

議案第 6 号

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例及び海老名市一般職の
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例及び海老名市一般職の職員の勤務
時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護
を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児又は介護を行う職員の職業生活
及び家庭生活の両立を一層容易にさせたいため

海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例及び海老名市一般職の
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）
の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22
年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親
その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、
同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することが
できない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されてい
る当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1） 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、
当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が
次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1
号の次に次の1号を加える。

（2） 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当
該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲
げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求

に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第23条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第17条に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

（海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他こ

れらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条、次条及び第 17 条において同じ。）」を加える。

第 9 条の 4 第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に、「あるのは「第 17 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」」を「あり、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第 17 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」」に改める。

第 12 条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第 17 条第 1 項中「職員が」の次に「要介護者（」を加え、「支障がある者」を「支障があるものをいう。以下同じ。）」に改め、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（介護時間）

第 17 条の 2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第 18 条中「前 2 条」を「前 3 条」に改める。

第 19 条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条 この条例の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の海老名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して 6 月を経過していないものの当該介護休暇に係る第 2 条の規定による改正後の海老名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条第 1 項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して 6 月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。